

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 9 月 30 日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

- 富山県療育手帳交付要綱の一部改正 1
- 土地区画整理事業の事業計画の変更 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4
- 富山農業振興地域の区域の変更
- 高岡農業振興地域の区域の変更 5
- 射水農業振興地域の区域の変更 6
- 都市計画の変更

### 訓 令

- 富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 9

### 公安委員会規程

- 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 10

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任 11
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更案の縦覧

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第419号

富山県療育手帳交付要綱の一部改正について

富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第 165号）の一部を次のように改正する。

平成28年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 2 条中「知的障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改める。

第 4 条中「知的障害者更生相談所長」を「障害者相談センターの長」に改める。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

**富山県告示第420号**

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第10条第 1 項の規定により射水市奈呉町第一街区東部土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称  
射水市奈呉町第一街区東部土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名又は名称及び住所  
新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目 101番地
- 3 事業施行期間  
平成27年1月19日から平成29年3月31日まで
- 4 施行地区  
射水市放生津町の一部
- 5 事務所の所在地  
射水市足洗新町一丁目 101番地
- 6 施行認可の年月日  
平成27年1月19日
- 7 変更認可の年月日  
平成28年9月30日

## 富山県告示第421号

## 道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 魚津生地入善線	下新川郡入善町道市 244番 から	変更前		最大 7.4 最小 7.2	21.6	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町道市 244番 まで	変更後		最大 8.2 最小 8.0	21.6	
県道 堀岡小杉線	射水市稲積 164番 2 から	変更前		最大 15.2 最小 11.4	188.1	高岡土木 センター
	射水市稲積 175番 2 まで	変更後		最大 15.2 最小 13.8	188.1	
県道 藪田下田子線	氷見市北大町4204番 4 地先 から 氷見市中央町 211番 6 地先 まで	変更前	A	最大 19.5 最小 16.7	34.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市北大町4204番 4 地先 から 氷見市中央町 211番 6 地先 まで	変更後	A	最大 19.5 最小 16.7	34.0	
	氷見市北大町4189番 4 地先 から 氷見市中央町 302番 1 地先 まで		B	最大 3.6 最小 2.9	37.0	
	氷見市北大町4314番 2 から 氷見市中央町36番 6 地先ま で	C	最大 15.9 最小 2.9	36.0		

**富山県告示第422号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 魚津生地入善線	下新川郡入善町道市 244番から 下新川郡入善町道市 244番まで	平成28年 9 月 30 日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 堀岡小杉線	射水市稲積 164番 2 から 射水市稲積 175番 2 まで	平成28年 9 月 30 日	高岡土木 センター
県道 菽田下田子線	氷見市北大町4204番 4 地先から 氷見市中央町 211番 6 地先まで	平成28年 9 月 30 日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市北大町4189番 4 地先から 氷見市中央町 302番 1 地先まで		
	氷見市北大町4314番 2 から 氷見市中央町36番 6 地先まで		

**富山県告示第423号**

富山農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定により、富山農業振興地域の区域を次のとおり変更するので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

平成28年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山農業振興地域の指定について（平成17年富山県告示第 445号）で農業振興地域に指定した区域から富山市古沢、杉谷、北押川、北押川字角口、北押川字向野、池多、境野新、平岡、高木字八幡田、高木字藤田、高木西、呉羽町西、呉羽町字中細、呉羽町字種田、高木字貝塚、高木字中作、呉羽町北、呉羽町字貝塚、呉羽町字竹ノ端、呉羽町字小竹堤、呉羽町字前田、呉羽町字坊ケ口、呉羽町字宮ノ下、呉羽町字寺田、田畑字道田、下飯野字道田、下飯野字野割、下飯野字馬塚、下飯野字善門、下飯野字大堰、下飯野字東半田、下飯野字西半田、楠木、水落字中ノ橋割、水落字前田割、田畑字上竹、米田字眞免田及び米田字上竹の区域の一部（次の図面（富山農業振興地域図をいう。以下同じ。）で表示した区域に限る。）を除く。

（「次の図面」は、省略し、その図面を富山県農林水産部農業経営課に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第424号

### 高岡農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、高岡農業振興地域の区域を次のとおり変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

高岡農業振興地域の指定について（平成18年富山県告示第 296号）で農業振興地域に指定した区域から高岡市池田、柴野内島、柴野内島字下野、柴野内島字流次、柴野内島字中島田、柴野内島字菅田、戸出、戸出市野瀬、戸出町二丁目、戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク、戸出石代、羽広、羽広一丁目、和田及び下黒田の区域の一部並びに高岡市東石堤字流及び柴野内島字金割の区域の全域（次の図面（高岡農業振興地域図をいう。以下同じ。）で表示した区域に限る。）

（「次の図面」は、省略し、その図面を富山県農林水産部農業経営課に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第425号

### 射水農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、射水農業振興地域の区域を次のとおり変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

射水農業振興地域の指定について（平成18年富山県告示第443号）で農業振興地域に指定した区域から射水市今井、本開発字石田、本開発字下ノ田、新開発、本開発字前田、本開発字代官免、中村、二口字油免、大門本江字畑田、及び橋下条の区域の一部（次の図面（射水農業振興地域図をいう。以下同じ。）で表示した区域に限る。）

（「次の図面」は、省略し、その図面を富山県農林水産部農業経営課に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第426号

### 都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 都市計画の種類

富山高岡広域都市計画区域区分

#### 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 市街化調整区域を市街化区域に編入した区域

## ア 追加した部分

富山市古沢、杉谷、北押川、北押川字角口、高木字八幡田、高木字藤田、高木西、呉羽町西、呉羽町字中細、呉羽町字種田、田畑字道田、下飯野字道田、下飯野字野割、下飯野字馬塚、下飯野字善門、下飯野字大堰、下飯野字東半田、下飯野字西半田、楠木、水落字中ノ橋割及び水落字前田割の各一部  
高岡市池田、戸出西部金屋、オフィスパーク、グリーンパーク及び戸出石代の各一部

高岡市東石堤字流、柴野内島字金割及び伏木万葉ふ頭の全域

射水市今井、本開発字石田及び本開発字下ノ田の各一部

射水市海竜町（一部地先を含む）及び海竜新町の全域

## イ 変更した部分

富山市北押川字向野、池多、境野新、平岡、高木字貝塚、高木字中作、呉羽町北、呉羽町字貝塚、呉羽町字竹ノ端、呉羽町字小竹堤、呉羽町字前田、呉羽町字坊ケ口、呉羽町字宮ノ下、呉羽町字寺田、中島二丁目字蒲川原割、中島二丁目字向坪割、中島二丁目字一丁分割、中島三丁目字細縄割、中島三丁目字永代割、中島三丁目字豆田割、中島三丁目字赤江川渕割、興人町字細縄割、興人町字永代割、興人町字豆田割、興人町字赤江川渕割、興人町字早稲田割一番、下新北町字早稲田割一番、下新北町字本縄割一番、下新本町字本縄割一番、下新本町字本縄割二番、下新町字本縄割二番、下新町字助市割、下新日曹町字早稲田割一番、下新日曹町字本縄割二番、下新西町字本縄割二番、下新西町字助市割、湊入船町、木場町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬古志町、岩瀬前田町、岩瀬池田町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、岩瀬入船町、東岩瀬村字九軒町、松浦町、田畑字上竹、米田字眞免田、米田字上竹、米田町三丁目及び東富山寿町三丁目の各一部

高岡市柴野内島、柴野内島字下野、柴野内島字流次、柴野内島字中島田、柴野内島字菅田、戸出、戸出市野瀬、戸出町二丁目、羽広、羽広一丁目、和田及び下黒田の各一部

射水市中村、二口字油免、大門本江字畑田、新開発、本開発字前田、本開発字代官免、橋下条、越の瀨町及び八幡町三丁目の各一部

- (2) 市街化区域を市街化調整区域に編入した区域  
なし

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第427号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類

富山高岡広域都市計画臨港地区

伏木富山港臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

富山市岩瀬古志町、松浦町、岩瀬前田町、岩瀬池田町、岩瀬白山町及び岩瀬松原町の各一部

高岡市伏木万葉ふ頭の全域

射水市海竜町（一部地先を含む）、海王町、堀岡新明神字西浜、越の潟町及び



八幡町三丁目の各一部

海竜新町の全域

(2) 変更した部分

富山市岩瀬諏訪町、岩瀬天神町及び東岩瀬村字九軒町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

高岡市都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 9 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第10号

本 庁  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「身体障害者更生相談所 知的障害者相談センター」を「障害者相談センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~

**規 程**

~~~~~

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成28年 9 月30日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

**富山県公安委員会規程第 5 号**

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 猟銃安全指導委員運 営規則（平成22年富 山県公安委員会規則 第 1 号） 」	1	第 4 条第 1 項の規定による猟銃安全指導委員証の交 付
	2	第 5 条の規定による猟銃安全指導委員に対する研修
	3	第 9 条の規定による猟銃安全指導委員証及び腕章の 返納

を

「 猟銃安全指導委員運 営規則（平成22年富 山県公安委員会規則 第 1 号） 」	1	第 3 条第 3 項の規定による猟銃安全指導委員の要件 の審査及び委嘱
	2	第 4 条第 1 項の規定による猟銃安全指導委員証の交 付
	3	第 5 条の規定による猟銃安全指導委員に対する研修
	4	第 9 条の規定による猟銃安全指導委員証及び腕章の 返納

に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年 9 月30日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**土地改良区の役員の就任**

射水平野土地改良区の役員に次の者が平成28年8月30日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 仙 田 暁 雄 高岡市上牧野 104番地

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により入善町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**都市計画の種類及び名称**

（種類）入善都市計画公園

（名称）6・5・1号 入善町中央公園

**都市計画の変更案の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により大山都市計画及び八尾都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山南都市計画道路

(名称) 3・4・7号 上滝駅前線

3・4・8号 鏡町水谷線

3・5・5号 上滝駅公園下線

3・5・6号 上滝駅荒屋線

3・5・7号 荒屋合口用水線

3・6・4号 花崎上滝線

7・6・3号 花崎荒屋線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

富山市花崎、花崎字山下割、花崎字大川寺割、三室荒屋、三室荒屋字出口割、三室荒屋字諏訪ノ木割、三室荒屋字清水田割、上滝字陳林割、上滝字南割、上滝字北割、大山北新町、中滝字一本松割、中滝字作鼻割、中滝字清水田割、八尾町字西下島、八尾町上高善寺字上野、八尾町新田字天ノ平、八尾町新田字縫殿割、八尾町水谷、八尾町水谷字小島田、八尾町水谷字縫殿、八尾町福島、八尾町福島字烏帽子形、八尾町福島字橋向、八尾町福島字四蔵見、八尾町福島字上野、八尾町福島字天ノ平、八尾町福島字牧野及び八尾町妙川寺の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年9月30日から平成28年10月14日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市大沢野行政サービスセンター土木事務所管理課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)